

現場代理人の常駐緩和措置について

現場代理人については、足利市工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第11条の規定により工事現場に常駐するよう義務付けていますが、本約款を改正し一部工事について常駐義務を緩和し、他工事との兼任を認めることとします。

つきましては、現場代理人の常駐義務緩和措置について、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

記

1 常駐義務緩和の内容

(1) 工事期間中の措置

次のいずれかの場合には、常駐を要しないこととします。ただし、「常駐を要しない」とは、他の工事の兼任を認めるものではありません。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ⑤ 工事現場で作業が行われていない期間

(2) 他の工事との兼任を認める措置

足利市が発注する工事で、次の要件を満たす場合は、兼任を認めることとします。

- ① 兼任を認める工事の件数は2件までとし、いずれも請負金額（税込）が2,500万円未満であるとき。

2 兼任配置の手続き

兼任配置の可否については、それぞれの特記仕様書に明示します。兼任配置の手続は、次のとおり行うこととします。

(1) 入札の結果、同時に2件の現場代理人に配置する場合

⇒落札した工事ごとに「現場代理人兼任届」を作成し、契約時にそれぞれ正本3部（発注者用：2部、受注者用：1部）を提出する。

(2) 既に別工事の現場代理人となっており、入札の結果、新たにもう1つの工事の現場代理人に配置する場合

⇒今回新たに落札した工事の「現場代理人兼任届」を作成し、契約時に正本3部（発注者用：2部、受注者用：1部）を提出する。

(3) 現場代理人兼任届を提出した後に、現場代理人を変更する場合

⇒変更後の現場代理人に兼任がある場合は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書（変更）」提出時に併せて、「現場代理人兼任届（変更）」を作成し、正本3部（発注者用：2部、受注者用：1部）を提出する。

※ただし、現場代理人兼任届を提出した後、現場代理人の変更以外で同届の内容に変更（兼任する工事の終了、各工事の請負金額・契約工期等の変更）が生じた場合については、同届（変更）は必要ないこととします。

3 緩和措置の制限

原則として、上記1に記載した要件を満たす場合であれば、常駐義務緩和の対象となります。ただし、次の場合は緩和措置を制限する場合があります。

(1) 上記1(1)について、現場の状況等により常駐緩和の制限をする必要があると認められるとき。

(2) 上記1(2)について、請負金額に関わらず、特記仕様書において「現場代理人常駐義務緩和措置の対象とならない」旨の記載があるとき。

4 問題が生じた場合の措置

(1) 緩和措置を適用した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制が不備と認められる場合は、兼任を取り消し、新たな現場代理人の配置を求めることがあります。

(2) 緩和措置の適用を超えた兼任が認められる場合は、指名停止や契約解除等の措置を行うことがあります。

5 留意事項

(1) 現場代理人の責務

約款第11条第2項の規定により、現場代理人は工事現場の運営及び取締りを行う責務があることに変わりはありません。現場代理人が2件の工事を兼任する場合は、双方の工事現場について、連絡体制の整備を確実にするなど各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期してください。

(2) 手持ち工事数として計数する工事期間

原則として、契約日から工事検査終了日までの期間で重複している工事を手持ち工事として計数します。

(3) 主任技術者等との兼任

緩和措置を適用する工事においても、約款第11条第5項の規定により、現場代理人と主任技術者等は兼ねることは可能です。ただし、主任技術者等の専任制等、建設業法の規定は適用されますのでご注意ください。

(4) 請負金額2,500万円以上の工事

請負金額が2,500万円以上の工事は、特記仕様書に記載がなくともこれまでどおり現場代理人の兼任はできません。ただし、既に兼任をしていて、設計変更（増額変更）により、条件を満たさなくなった場合は、引き続き、緩和措置を適用するものとします。

(5) その他、兼任を認める場合

上記1(2)の場合にかかわらず、市が必要と認めるときは、現場代理人の兼任を認める場合があります。

(例)・履行場所が特定されていない工事（単価契約）

- ・同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外が随意契約により締結される場合に限る。）。

6 適用時期

平成23年4月1日以降に、公告又は指名・見積通知する工事から適用します。

現 場 代 理 人 兼 任 届

平成 年 月 日

足利市長 あて

住 所

受注者 商号又は名称

代 表 者 名

㊞

現場代理人	氏名						
	採用年月日 (社会保険等資格取得日)	平成	年	月	日		
兼任する工事 (1)	工事名						
	工事箇所	足利市					
	請負金額						円
	契約年月日	平成	年	月	日		
	契約工期	着手	平成	年	月	日	
	完成	平成	年	月	日		
兼任する工事 (2)	工事名						
	工事箇所	足利市					
	請負金額						円
	契約年月日	平成	年	月	日		
	契約工期	着手	平成	年	月	日	
	完成	平成	年	月	日		

- 備考
- ・既に別工事の現場代理人となっている場合は、今回配置する工事を(1)へ、別工事(先行している工事)を(2)へ記入し、契約書(変更を含む)の写しを添付すること。
 - ・変更現場代理人兼任届は変更前を赤、変更後を黒で記入すること。

	チーム	リーダー	課長等	管財課	チーム	リーダー	検査員	課長等
課								